

看護部通信

2005.7.6発行 第7号

病棟の取り組み

症例検討会

(病棟 看護師長代理 題佛真覚実)

2005年5月18日合同病棟会にて、スタッフ11名の参加で症例検討会を行ないました。症例は危機に陥り、看護ケア・治療・検査を拒否する患者で、スタッフ全員で拒否の行動があった場面をプロセスレコードを起こし看護を振り返りました。今回皆で症例を考える良い機会になりました。その時のスタッフの意見・様子、主任の声を紹介します。

患者が拒否している要因とNsの思い(スタッフの意見より)

- ・患者は全身倦怠感があった
- ・一人になりたいという気持ちではないか
- ・信頼関係が築けていなかった
- ・継続した関わりができていなかった
- ・状態がどんどん悪化し、生死に関する関心が強かった
- ・同情されたくないという思いがあった
- ・Nsの対応⇒その場その場の対応だった
- ・患者に対して先入観を持っていた
- ・性格上こちらから手を差し伸べることが出来なかった
- ・難しい患者と決めつけず一歩踏み込むべきだった
- ・医療不信だと解っていたが深くは関われなかった
- ・日々、カンファレンスができればよかった
- ・とても寂しかったと思う
- ・家族にそばにいて欲しかったのではないかと



今回の事例検討会では、スタッフそれぞれの色々な思いが聞けて、頼もしく感じるとともに充実した時間でした。これからも日々の業務の中で起きる問題を振り返ることで、少しずつ成長していければと思います。
(2階病棟：井上矢子)

今回の事例を通して、患者の怒り・攻撃の背景にあるものが情報不足であったことを痛感しました。今後はカンファレンスを持ち、患者の情報を共有したいと思います。
(3階病棟：松田はるみ)

※参加していないスタッフは再度7月の病棟会で事例検討会の予定です。



呼吸器学習会

2005年6月8日に現在使用中の人工呼吸器Tバードの学習会を8名で開催。業者の方の説明を熱心に聞く参加者です。人工呼吸器を安全に使用し管理していく上で、定期的な講習の必要性が認識できました。

ストレスと上手につきあおう！

第3回

変則勤務とのつきあいかた



変則勤務によって睡眠障害、作業能力の低下、消化器症状、精神症状など様々な健康障害がでてきます。これらを回避するための対処方法を一部載せましたので、お役立てください。

外来：茶円美保（保健師）

睡眠

仮眠：体内時計との同調を考えると、2～3時間の仮眠が理想的。2～3時間の仮眠が困難であれば、深いノンレム睡眠に入る前までの20～30分間にとどめる。仮眠の直後はミスを生じやすい状態であるので注意が必要。

夜勤後：できるだけ早く就寝する。家族に協力を求め、生活上の音を遮断して睡眠環境を守る必要がある。

飲食：就寝前の少なくとも5時間前からはカフェインを避け、就寝前に消化のよい食事を摂り、満腹や空腹で就寝しない。

光：夜勤明け帰宅時の強い日光は入眠を遅らせるので、サングラスをかけるなどして避けるとよい。

温度：体温下降は入眠促進につながるため、ぬるめの入浴やシャワーでいったん体温を上げ、夏季などにはクーラーで寝室温度を下げるようにする。

食事

夜勤の食事は夜勤中より夜勤前後に摂る

特に深夜勤務の場合、消化器症状を訴える人が少なくない。夜勤前に30分でもいいので早く起きて食事の時間を確保する。帰宅後はすぐに食事を済ませ、食後1時間ほど経ってから就寝すると、胃もたれや体重増加などのデメリットを回避することができる。

肌の手入れ

その日の汚れはその日に落とす

乳液で簡単クレンジング：仮眠する時や疲れて「顔を洗う元気もない」という時は、顔全体を乳液でサッと拭く。

週に一度は蒸しタオルマッサージ：新陳代謝が活発になる。また、気持ちがよく、眠ってしまう人もいるらしい。蒸しタオルはぬらしたタオルをレンジで1分温めるとすぐできる。

頭皮クレンジング：頭髮の毛根からは顔の数倍の皮脂が分泌され、ストレスや変則勤務により更に増加する。そのため、頭皮はとても汚れやすい。また、頭皮が弾力を失ってたるむと、顔の皮膚も下垂する。シャンプーをつけたら、指の腹を頭皮に固定し、汚れをもみ出すようにまんべんなく洗う。

いきいきナース

先般行われたPEIT、PTXで指導医で来院された東海大学病院の角田先生に「素晴らしいスタッフですね」とお褒めいただいた手術室のナースの一人である今井ひとみさんにインタビューしました。

Q：1才を初めに4人のお子さんの育児や家庭と仕事の両立の秘訣は？

A：主人と託児所の協力があって続けられていると思います。託児所は急な残業でも電話1本で気持ちよく対応してもらえるので助かります。

Q：仕事が辛いと思ったことはないですか？

A：残業が続くとありますが、ぐっすり寝られたら忘れてしまいます。仕事が好きですし、家族との団欒も守っていききたいですから。

当院の保育所（すみれナーサリウム）にお子様をあずけ、仕事と家庭の両立をうまく行い、仕事が好きでがんばっている今井さん、笑顔で答えて下さいました。

（外来 看護師長代理 佐々木しのぶ）



【個人情報保護法とは】



(十全クリニック 看護師長 牛崎ルミ子)

個人情報の保護に関する法律が2005年4月1日に全面施工されました。この法律は、高度情報通信社会の発展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している背景から、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする（第1条）個人情報とは、生存する個人の情報であって、特定の個人を識別できる情報です。

個人情報とは

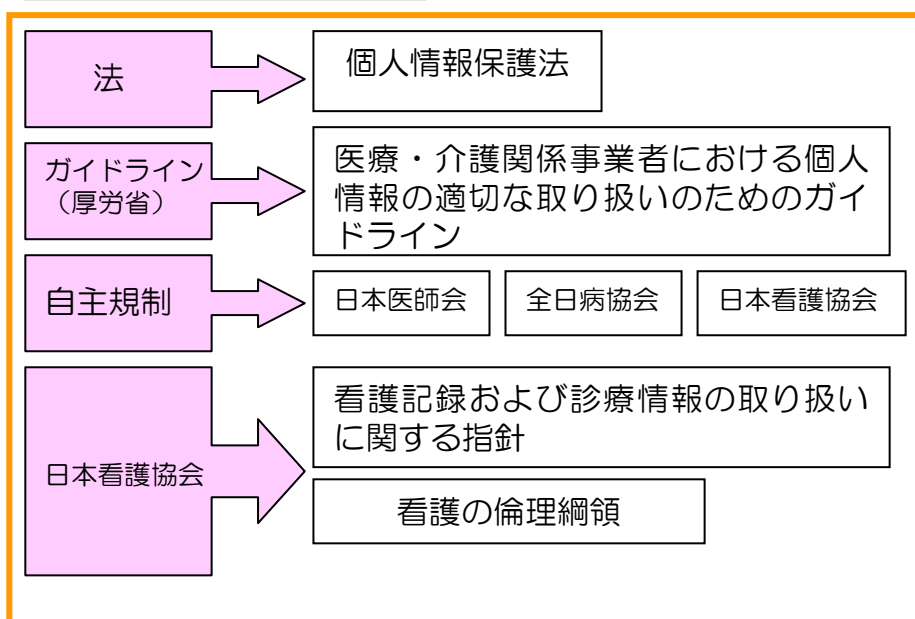
基本データ：氏名・住所・電話番号・生年月日・家族・配偶者・出身地・就学・就業先など

生活背景情報：学歴・結婚歴、趣味・嗜好、身体特性、交友関係、
金融・資産などの個人情報、性格診断・心理テストなど

特定情報：看護記録・カルテ・検査記録・レセプト情報
本籍、信教、政治的見解、犯罪歴、性生活など

医療個人情報は、守秘義務・患者の権利から、より積極的に患者情報を尊重した法制度で、医療分野では法8条に基づき厚労省が「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を出しています。看護では、日本看護協会から指針や倫理で個人情報の考え方が出されています。

個人情報保護の体系



個人情報保護法の枠組み

※各施設で整備

- ☆利用目的の通知
- ☆目的外利用の原則禁止
- ☆安全管理措置
- ☆従業員および委託先の監督
- ☆個人への情報の原則開示
- ☆第三者提供の原則禁止

以上の体系・枠組みから、あらかじめ本人の同意を得ないで特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはなりません。また、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないとなっています。施設では、掲示ポスター、ホームページへの掲載を明示されています。

看護実践においては、「目的外利用の原則禁止」「第三者提供の原則禁止」というキーワードを立ち止まって考え、他の人に相談して判断しましょう。看護記録においては、同様に立ち止まり、最終判断まで至る経過、判断した理由を記しておきましょう。臨床の現場では、「第三者提供の原則禁止」の中に研究・医学誌への掲載、臨床治験、学生実習への協力、満足度調査など通常業務で想定される個人情報の利用目的を開示して解消していかななくてはなりません。患者の声、スタッフの声を活かして改善しましょう。

(編集：岡山、牛崎、題佛、佐々木、茶円、野本)